

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年 3 月18日

【会社名】 トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド
(Toyota Finance Australia Limited)

【代表者の役職氏名】 業務執行取締役兼主席業務執行役員
(Managing Director / Chief Executive Officer)
エバン・チロヤニス
(Evangelos Tsirogiannis)

【本店の所在の場所】 オーストラリア 2000 ニュー・サウス・ウェールズ州
シドニー ジョージ・ストリート225 グロブナー・プレイス レベル7
(Level 7, Grosvenor Place, 225 George Street, Sydney, New
South Wales 2000 Australia)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 廣 瀬 卓 生

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒 田 康 之
同 青 木 俊 介
同 原 田 寛 司
同 多加谷 慶一郎

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1943

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

提出日	2023年12月 8 日
効力発生日	2023年12月16日
有効期限	2025年12月15日
発行登録番号	5 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,500億円
発行可能額	3,395億819万3,150円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書は、発行登録追補書類提出日以後申込みが確定する
ときまでの間に提出されているため、発行登録の効力は停止しな
い。

【提出理由】 発行登録書の一定の記載事項に訂正を加えるため、本訂正発行登録書
を提出するものである。(訂正内容については、以下を参照のこ
と。)

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

【訂正内容】

(注) 訂正を要する箇所及び訂正した箇所には下線を付しております。

第三部 【保証会社等の情報】

<トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド 2030年 3月25日満期 豪ドル建社債及びトヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド 2030年 3月25日満期 米ドル建社債に関する情報>

第2 【保証会社以外の会社の情報】

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

トヨタ自動車は、継続開示会社である。

(1) 当該会社が提出した書類

<訂正前>

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(2024年3月期) 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
2024年6月25日、関東財務局長に提出。

ロ．半期報告書

2024年9月中間期 自 2024年4月1日 至 2024年9月30日
2024年11月13日、関東財務局長に提出。

ハ．臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2025年2月5日に関東財務局長に提出。

ニ．訂正報告書

該当事項なし

< 訂正後 >

イ . 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 (2024 年 3 月期) 自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日
2024 年 6 月 25 日、関東財務局長に提出。

ロ . 半期報告書

2024 年 9 月中間期 自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日
2024 年 11 月 13 日、関東財務局長に提出。

ハ . 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2025年2月5日に関東財務局長に提
出。

ニ . 訂正報告書

訂正報告書 (上記ハ . の臨時報告書の訂正報告書) を2025年3月17日に関東財務局長に提出。